

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を築き、共に発展を図ることが重要であると認識しております。

このような認識の下、公正で透明性・効率性の高い経営を目指して管理体制の充実に努めるとともに、持続的に企業価値を向上させるための積極的な行動を可能とする自律的な体制を整えることが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、重要な経営課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-3. 株主総会における権利行使】

当社は、株主総会の開催日については集中日開催となっております。これは決算手続を考慮して決定しております。

当社グループは、現在、海外進出を積極的に進め事業のグローバル化を推進しており、海外現地法人数も近年大幅に増加しております。当社からも経理部員を現地法人へ派遣しスムーズな決算手続ができるようサポートしておりますが、まだ改善すべき事項が山積しており、現地法人の体制が整うまでの間は現状を維持したいと考えております。

今後も決算早期化を目標に努力を継続してまいります。正確な財務報告を行うことを第一目標としておりますので、この点を考慮しながら株主総会の開催日を決定する所存です。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

取締役15名のうち、監査等委員として、高い見識を持つ専門家(弁護士、公認会計士、学者)3名を独立社外取締役として選任しております。

なお、2018年12月現在、独立社外取締役は5分の1ですが、将来的には3分の1以上の独立社外取締役が必要だと考えておりますので、会社をとりまく環境等に応じた適切な構成を随時検討し、実施しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役は、性別や国籍にとらわれず、企業経営や国際的な事業展開において豊富な知識・経験を備えた者を選任する方針としております。

加えて、監査等委員以外の取締役は、さまざまなステークホルダーへの貢献意識を持ち、広い視野、専門能力または他社の経営経験を兼ね備えているメンバーとし、監査等委員は、取締役会の監督機能の充実及び議論活性化のため、高い見識を持つ専門家(弁護士、公認会計士、学者、他社の経営経験等)が望ましいと考えております。

2018年12月現在、取締役会は、上記に当てはまる取締役15名で構成されており、監査等委員には、財務・会計に関する適切な知見を有している者が1名選任されております。

現在の取締役は、全員男性かつ日本人となっておりますが、女性につきましては、従業員数拡大や管理職への登用に継続して取り組んでおり、より実効性のある取締役会として十分な機能が発揮できるよう、取締役会におけるジェンダーや国際性面での多様性の確保についても引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、重要取引先をパートナーとして、持続的な事業の発展と企業価値向上において様々な協力が必要と考えております。当社は、製品の販売、業務提携、資材品の調達などの経営戦略における円滑な取引を目的として、限定的に重要取引先の株式を保有しております。当社と重要取引先との事業上の関係性等を総合的に判断すると、株式の保有は当社にメリットのある結果をもたらしていると考えられますが、その保有については、毎年精査を実施し、取締役会で保有の適否を審議いたします。精査の項目は以下のとおりです。

- ・当社との取引上の関係性
- ・年間取引額
- ・含み損益
- ・配当金

2018年11月の取締役会において、保有の意義が不十分であると判断した銘柄については縮減を進めております。

当社は、政策保有株式の議決権行使については、中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主価値向上の観点から行使します。また、必要に応じて、提案の内容等について発行会社と対話していきます。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が取締役や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が会社及び株主共同の利益等を害することがないよう、以下の体制を整備しております。

・当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、「取締役会規程」及び「取締役会取扱要領」において取締役会の決議事項として明示し、取引条件等の妥当性について、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議した上で意思決定を行います。

・子会社又は主要株主との通例的でない取引については、「取締役会規程」及び「取締役会取扱要領」において取締役会の決議事項として明示し、取引条件等の妥当性について、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議した上で意思決定を行います。

・上記に関する契約書については、法務部門にてリーガルチェックを行うとともに、取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、承認された内容に基づいた取引が行われているかどうかについて、内部監査部門にて事後的なチェックを行い、監査等委員会へ報告する等、健全性及び適正性確保の仕組みを整備しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、三浦グループ企業年金基金を通じて企業年金の積立金の運用を行っています。

- 1) 企業年金基金に派遣する代議員には、財務・IR知識のある財務部門の責任者又は企業年金の運用に関する専門的知識と適切な資質をもった人材を選出しております。
- 2) 企業年金の運用に関して、代表取締役、財務、経理管掌取締役および経理部門長で構成される資金運用委員会にて、資産運用方針、委託先運用機関および投資商品の選定や見直しの検討、そして年1回の運用状況の評価を行っております。代議員会は、資産運用委員会が選定した商品の妥当性・合理性を審議し、決定しております。
- 3) 当基金は、委託先運用機関が議決権を行使する際、アセットオーナーとして必要な場合には、委託先運用機関へ適切な議決権を行使するよう依頼することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

- 1) 経営指針を含む「ミウラグループ理念体系」を当社ホームページ(<http://www.miuraz.co.jp/corporate/philosophy.html>)に掲載しております。株主資本利益率(ROE)を最も重要な経営指標の一つと認識し、これを公表して株主資本の効率的な運用を図ってまいります。株主資本利益率(ROE)の具体的な目標は10%としております。
中期経営計画については、2019年3月期からの3年分を、当社ホームページ(<http://www.miuraz.co.jp/ir/pdf/setsumeikai/20180523.pdf>)に掲載しております。なお、中期経営計画は事業環境の変化を踏まえて毎年見直しを行うこととしております。(ローリング方式)

- 2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1.1. 基本的な考え方」をご参照ください。
当社は「創造と挑戦」「信頼と対話」「公平と公正」の三本柱からなる理念「ミウラウェイ」の下に企業活動を行っており、コーポレートガバナンスに関してもこの「ミウラウェイ」を念頭に置いて、当社の持続的な企業価値の向上に資するしくみを構築・実施することを基本としております。
・創造と挑戦
中長期的な成長のため、経営の監督機能を適切に維持しつつも、経営陣の積極的な挑戦を支えるための環境を創ります。取締役会等の機関は、「熱・水・環境の分野で、環境に優しい社会、きれいで快適な生活の創造に貢献します」という企業理念を実現するため、「世界一安くて良い熱・水・環境商品を世界のお客様にお届けしよう」というスローガンのもと、経営課題のソリューションを図り、変革のための意思決定を行います。
・信頼と対話
ステークホルダーの期待に応え、信頼を得ることを目指します。そのために、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに役立つ情報を公開します。特に、中長期保有の株主にとって魅力的な投資対象となるよう努め、株主との対話の成果をわが社の成長につなげます。
・公平と公正
各ステークホルダーと公平に関係を築き、それぞれの権利を尊重します。投資者を意識した経営視点を持ち、透明性の高い経営を行う自律的な組織となります。品性を重んじ、真実に対して誠実な経営に邁進します。

- 3) 取締役及び執行役員の報酬は、その役割と責任にふさわしい水準となるよう、以下の体系としております。
・監査等委員以外の取締役の報酬は、基本年俸と業績年俸で構成され、基本年俸(株式報酬型ストックオプションとして割り当てられる新株予約権を含む。)の水準は、職責に応じて設定しております。業績年俸は、前年度の従業員の賞与と当該取締役の成果を踏まえて算出し、毎年変動する形で支給しています。報酬案は、2017年度までは代表取締役が監査等委員会に提示し、その意見を踏まえて取締役会にて最終決定しております。2018年度からは、任意の報酬委員会にて報酬決定の手続きを確立いたします。
・監査等委員(社外取締役を除く。)の報酬は、監査等委員以外の取締役と同様に基本年俸と業績年俸で構成され、基本年俸の水準は、職責に応じて設定しております。業績年俸は、前年度の従業員の賞与に応じて、毎年変動する形で支給しています。
・社外取締役の報酬は、基本年俸のみで構成され、業績反映の要素はありません。なお、監査等委員の基本年俸の水準は、職責や社内外の別に応じて監査等委員会にて決定しています。
・執行役員の報酬は、社内の「給与規程」に基づいて給与を、担当取締役が評価ランク案を作成し取締役会にて最終決定した評価ランクを基に賞与を決定しています。

- 4)、5) 自らに求められる機能を果たすことができ、品性とリーダーシップを備えていることを前提に、取締役会または執行役員会全体のバランスを勘案し、取締役および執行役員を選任しております。
また、職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は、解任することとしております。
選任や解任の際は、任意の指名委員会にて検討し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会の承認を得たうえで、取締役会にて審議し決定しております。

【補充原則4-1-1. 取締役会の割・責務(1)】

当社は、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めております。また、社内規程(取締役会規程、執行役員会規程、職務権限規程等)において、取締役会や執行役員会の決議事項及び報告事項を定めております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり、独自の基準を定めております。

- 1) 現在又は過去3年以内において当社の取引先又はその業務執行者である場合は、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の2%を超えない。
- 2) (1) 現在又は過去3年以内において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円を超えない。
(2) 現在又は過去3年以内において当社からコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円又は当該団体の直近の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えない。
- 3) 現在又は過去3年以内において当社から寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当社から得ている財産額がその者の又は当該団体の直近の年間収入の2%を超えない。
- 4) 相互に株式を保有している会社に所属する者でない。
- 5) 役員を相互に派遣している会社に所属する者でない。

【補充原則4-11-1. 取締役会・監査の実効性確保ため前提条件】

取締役会の規模は、現在の業容を踏まえ、監査等委員以外の取締役は6~14名、監査等委員である取締役は3~5名の範囲が適切と考えております。

取締役会の構成は、監査等委員以外の取締役は、さまざまなステークホルダーへの貢献意識を持ち、広い視野や豊富な経験、専門能力を兼ね備えているメンバーとし、監査等委員は、取締役会の監督機能の充実及び議論活性化のため、高い見識を持つ専門家(弁護士、公認会計士、学者等)や他社の経営経験者を含めることが望ましいと考えております。

取締役候補者の提案は、任意の指名委員会が監査等委員会の承認を得たうえで、取締役会で審議しております。

【補充原則4-11-2. 取締役会・監査の実効性確保ため前提条件】

取締役の重要な兼職の状況は、事業報告及び株主総会参考書類(http://www.miuraz.co.jp/ir/general_meeting.html)において開示していません。なお、他の上場会社の役員を兼任している取締役はありません。

【補充原則4-11-3. 取締役会・監査の実効性確保ため前提条件】

取締役会全体の実効性について、2018年11月に分析・評価を実施いたしました。

1) 分析・評価の方法

全取締役への記名式アンケートおよび社外取締役へのヒアリング

2) 評価内容

全取締役への記名式アンケート内容

- (1) 取締役会の構成 (3項目)
- (2) 取締役会の運営 (13項目)
- (3) 取締役会の責務 (5項目)
- (4) その他 (2項目)

社外取締役へのヒアリング内容

取締役会全体の実効性についての分析・評価 (10項目)

3) 評価結果の概要

当社の取締役会は概ね適切に機能しており、全体として取締役会の実効性は確保されていると評価しました。

【評価が高かった項目】

- ・取締役会は、取締役・執行役員に対して実効性の高い監督を行っている。
- ・取締役会での審議は、十分尽くされている。
- ・取締役会は、重要度に応じて審議時間に差を設けるなど、メリハリのある進行がされている。

【今後の課題と対策】

- ・取締役会の実効性をより向上させるため、取締役会の構成について検討を続けます。
- ・解説や背景等を記載することによって、資料の充実化を図ります。
- ・資料の配信時期の改善を進めてまいります。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査のトレーニング】

社外取締役を含む取締役及び将来の取締役候補である執行役員を対象に、取締役及び執行役員に求められる役割と責務(法的責任を含む)に関する理解を深める目的で、年に1回、外部講師等による講習を実施しております。これに加え、取締役及び執行役員の専門知識の向上等に係る費用を支援しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

以下のとおり、株主との建設的な対話に関する方針を定めております。

(統括責任者)

IR担当責任者として、代表取締役および財務担当取締役が株主との対話全般について統括を行います。

(対話を補助する社内部門との連携)

株主へ正確な情報提供を行うとともに、株主の関心・懸念に関心を払い、これに応えることが対話を建設的なものにするという共通認識の下、関連部門はIR担当部門(経営企画室)を中心に日常的に連携します。

(対話手段の充実)

対話の手段として、個別面談以外にも投資家説明会を定期的で開催します。また、当社ホームページに各種IR資料(和文・英文)を掲載します。

(取締役会へのフィードバックの方策)

IR担当責任者は、適宜に株主の声を取締役会に報告するとともに、関連部門とタイムリーに情報共有を行います。

(インサイダー情報の管理)

IR担当責任者は、情報取扱責任者としてインサイダー情報の管理にあたります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,702,600	7.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	7,778,900	6.21
株式会社伊予銀行	5,329,959	4.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,166,100	4.12
株式会社愛媛銀行	5,017,059	4.00
ミウラグループ従業員持株会	4,093,320	3.27
愛媛県	3,000,000	2.39
公益財団法人三浦教育振興財団	3,000,000	2.39
いよぎんリース株式会社	2,906,910	2.32
野村信託銀行株式会社(投信口)	2,856,300	2.28

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山本卓也	弁護士													
佐伯直輝	公認会計士													
仲井清眞	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本卓也			山本卓也氏は、現在又は過去3年以内において当社から法律専門家として報酬(金銭その他の財産)を得ている第一総合法律事務所に所属しておりますが、過去3年平均の当該財産額は1,000万円未満であり、かつ、第一総合法律事務所直近の連結売上高の2%を超えておりません。	山本卓也氏は、社外役員以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また、弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、業務執行の妥当性のチェックなど、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。 なお、左記のとおり独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員と指定しております。

佐伯直輝		佐伯直輝氏は、2012年6月までえひめ有限責任監査法人に所属しておりました。 当社は、2013年3月期まで有限責任監査法人トーマツおよびえひめ有限責任監査法人に共同監査を依頼しておりましたが、2014年度以降、有限責任監査法人トーマツに対してのみ会計監査を依頼しております。	佐伯直輝氏は、社外役員以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として監査、会計、税務等企業実務に精通しており、業務執行の適法性確保および幅広い経験と見識に基づいた中立的な立場から業務執行に対する監督ができるものと判断し、社外取締役として選任しております。 なお、左記のとおり独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員と指定しております。
仲井清眞		仲井清眞氏は、現在又は過去3年以内において当社から寄付を受けている愛媛大学の名誉教授ですが、過去3年平均の寄付金額は、愛媛大学の2017年度の年間収入(経常収益43,169百万円)の0.2%以下です。	仲井清眞氏は、社外役員以外で会社の経営に関与された経験はありませんが、工学博士としての高い見識や大学教授としての豊富な経験から、社外取締役として独立の立場で幅広い視点から業務執行に対する助言ができるものと判断しました。また、社内の主要な会議への出席や工学に関する勉強会の開催等もしております。 なお、左記のとおり独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員と指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室と連携して監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けていません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査計画や監査重点項目の説明を受けるほか、中間・期末決算毎の会計監査結果および支店等の監査実施状況の報告を受け、必要に応じて実地調査や意見交換を行います。また、内部監査室は、各部門および子会社の資産、会計、業務等の全般に関して定期的に内部監査を実施し、監査結果は、各取締役に報告します。半期毎の内部監査計画と監査実施状況についても、監査等委員会に報告します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	3	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	3	0	0	0	社内取締役

補足説明

両委員会共に取締役会の諮問機関であり、代表取締役3名で構成しております。

指名委員会は、CEOが進める選考プロセスをモニタリングし、適宜CEOに助言を行い、CEOが十分機能していない場合に解任するための手続を確立します。

報酬委員会は、役員報酬に関しガバナンスを効かせ、具体的な報酬額を決定するための手続を確立します。

構成に社外取締役は含まれておりませんが、両委員会で決議された事項は独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会で承認を得てから取締役会にて審議されるため、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られる仕組みとなっております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役(監査等委員を除く。)に株式報酬型ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

社内取締役(監査等委員を除く。)への企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を一層高め、これまで以上に株主と株価変動のメリットとリスクを共有する仕組みを設けるため、株式報酬型ストックオプション制度を導入し、社内取締役(監査等委員を除く。)に対して、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2017年度における当社の取締役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

- ・監査等委員以外の取締役11名に対し支払った報酬額 4億3千4百万円
- ・監査等委員である取締役6名に対し支払った報酬額 4千3百万円

上記の監査等委員以外の取締役の報酬額には、次の金額を含めております。

- ・2017年度の報酬として計上した株式報酬型ストック・オプション報酬額 7千8百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬取扱要領」に定めております。各取締役の報酬等の額は、この「役員報酬取扱要領」に基づいて、代表取締役の合議により決定してはおりますが(2017年度まで。)、2018年度からは、任意の報酬委員会にて報酬決定の手続を確立いたします。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する専従スタッフは配置しておりませんが、内部統制室、経営企画室、経理部等が適宜情報提供を行っております。

また、取締役会で社外取締役(監査等委員)がその職務を全うできるよう、資料を原則、開催日の3日前までに案内し、取締役会開催直前の監査等委員会で、常勤監査等委員である取締役が補足説明や事前に受けた質問の回答を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役、取締役会、執行役員会】

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離に努めております。

取締役会は、2018年12月現在、取締役15名で構成され、毎月上旬に開催するほか、必要の都度臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めるとともに、代表取締役及び業務執行取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督を行っております。取締役会は、経営方針の決定と重要事項の審議・決議を行うとともに、代表取締役以下の業務執行を監督しております。

執行役員会は、2018年12月現在、執行役員28名(うち、取締役兼務者9名)で構成され、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行に関する事項を協議・決定し、スピーディな業務執行に努めております。

【監査等委員、監査等委員会】

当社の監査等委員は、2018年12月現在、5名のうち3名が社外取締役となっております。監査等委員会は、原則として取締役会開催に合わせて毎月1回開催し、監査方針、監査計画、業務分担を決定するほか、各監査等委員から、当社及び国内外子会社の業務や財政状況の監査結果について報告を受け、協議しております。監査等委員の監査活動は、社内の重要な会議に出席するほか、本社、主要な事業所・子会社の調査等を実施し、代表取締役その他の業務執行者に対する監査・監督を行っております。

また、監査等委員は、会計監査人から監査計画、監査重点項目や監査の実施経過等について報告を受け、必要に応じて意見交換を行うとともに、内部監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるなど、連携を密にして効率的な監査を実施するよう努めております。

【内部監査】

内部監査は、代表取締役社長執行役員CEO直轄の内部監査室(スタッフ4名)を設置し、子会社を含めた各部門の資産、会計、業務等の全般に関して経営方針、関係法令、社内規程等に準拠して適正に行われているか定期的に内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善・提言等を行っております。監査結果は、定期的に代表取締役社長執行役員CEO、業務担当取締役及び監査等委員会に報告します。

【会計監査】

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に「有限責任監査法人トーマツ」を選任しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員である社外取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能が強化され、経営の透明性と機動性の両立が実現できる体制であると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2016年から導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年から参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知(要約)を作成し、当社ホームページおよび議決権電子行使プラットフォームへ掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1回以上、個人投資家向けにIRセミナーを開催し、代表取締役社長執行役員CEO自ら業績や経営戦略を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に東京にてアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長執行役員CEO自ら決算説明や経営戦略を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、決算短信(和文・英文)、英文財務諸表、決算説明会資料(和文・英文)、株主通信(和文・英文)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は経営企画室です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ミウラグループ企業行動規範を制定し、会社を取り巻くステークホルダーの利益の尊重に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動は企業のミッションと捉えております。具体的な活動については、当社ホームページ(http://www.miuraz.co.jp/corporate/csrhoukoku.html)に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示規程」を社内規程として定め、社内に周知徹底しています。
その他	<p>ミウラグループは、「働きがいのある、働きやすい職場づくり」をモットーに、従業員の個性や多様な価値観を尊重し、より創造性を高めるための施策をもって、人材の育成と活用を推進・実行しています。</p> <p>2007年4月に、現在の「ダイバーシティ推進課」の前身である「女性活躍推進課」を設置し、従業員が個々のライフステージに応じて働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりに取り組んでいます。</p> <p>従業員の働く環境整備としては、法定を上回る小学校3年生までの育児短時間勤務制度、所定外労働免除の制度、看護休暇などのほか、再雇用のための人材登録制度を導入し、2016年4月には事業所内保育所も開設しました。これらの環境整備により、女性の平均勤続年数が伸び、総合職や管理職も増え、2015年7月には執行役員も誕生しました。2018年1月には女性活躍推進法に基づく優良企業認定マーク「えるぼし」も取得しております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営戦略や事業目的を組織として適正かつ効率的に達成するため、業務の効率性を高め、情報の信頼性を確保するとともに法令遵守の体制を構築していくことが内部統制システムの基本であると考えております。さらに法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することが重要であると認識しております。

この方針に基づき、取締役(監査等委員を含む)および執行役員等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、「ミウラグループ企業行動規範」の周知徹底に努めております。また、従業員に対して社内のほか社外弁護士を相談窓口とする内部通報制度を導入し、社内不祥情報の早期収集を図っています。

リスク管理については、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社の経営目標の達成を阻害するさまざまなリスクのうち、特に品質、環境、情報セキュリティ、財務、コンプライアンス、労働災害、災害問題等を主要な対象リスクとして、これらの部門を担当する各執行役員がリスクマネジメント推進者となってリスク管理の推進と対応策の整備に努めております。また、リスク管理に関する方針の策定やリスク対応策は、執行役員会において審議し、そのうち重要案件については取締役会で審議しております。

なお、2006年5月開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制基本方針を決議し、内部統制およびリスク管理の体制整備に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ミウラグループ企業行動規範」において、法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することを企業活動の重要な基本方針とし、反社会的な活動を行う団体や勢力とは、一切の関係を持たないことを明記しております。

この企業行動規範を社内およびグループ各社において周知徹底するため、社員研修を実施しております。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応要領」を制定し、この要領に基づき、所轄の警察署や顧問弁護士の指導を仰ぎながら、企業として毅然とした態度で臨んでおります。また、総務部門は、警察関連団体や企業防衛対策協議会等の講演会などに参加し、情報の収集に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

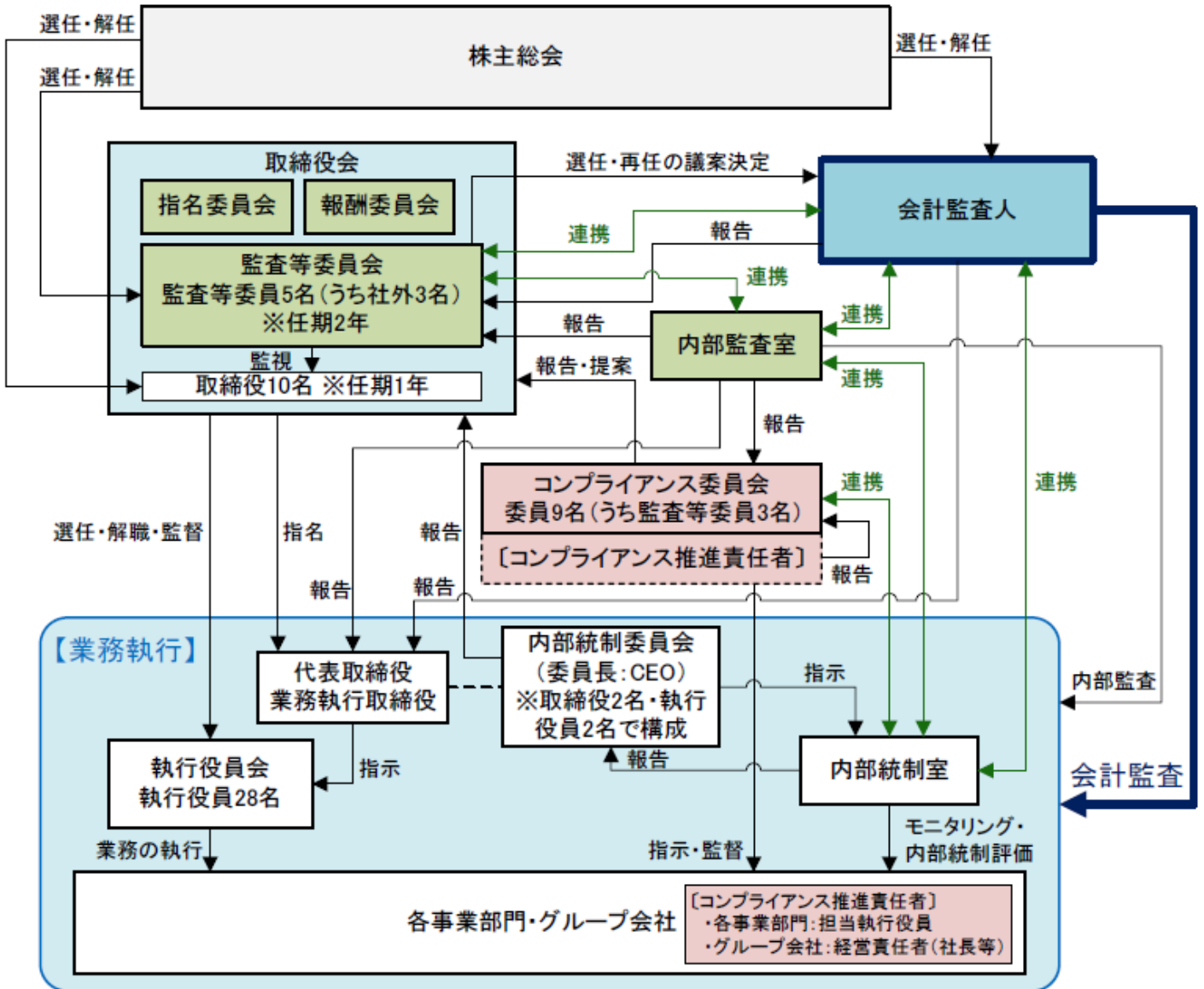
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項はありません。



<適時開示体制の概要(模式図)>

